

6 建住第 1160 号
令和 6 年（2024 年）10 月 30 日

一般社団法人長野県建設業協会会長 様

長野県建設部長

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱改正について（通知）

被災建築物の応急危険度判定制度につきましては、平成 7 年度に長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（以下「要綱」という。）を制定し、2,000 名を目標に被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の認定を進めているところです。

県では認定要件として、建築施工管理技術検定に合格した者を対象としているところですが、建設業法の一部改正により建築施工管理技術検定制度が改正されたことに伴い、要綱を別添のとおり改正します。

また、判定士の参集等に有効な連絡先が必要なことから、電子メールアドレスの登録を促すため、認定申請書様式を改正します。

つきましては、認定要綱改正について広く周知いただき、判定士認定の促進について、ご配慮をお願いします。

（問い合わせ先）

建築住宅課指導審査係 上野

電話 026-235-7335

FAX 026-235-7479

E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱の改正について

1 目的

建設業法の一部改正により建築施工管理技術検定制度が改定されたことに伴い、被災建築物応急危険度判定士の認定要件を改正する。

また、判定士の参集等に有効な連絡先が必要なことから、電子メールアドレスの登録を促すため、認定申請書様式を改正する。

2 改正内容・時期

(1) 改正内容

①認定要件を次のとおりとする。

改正前 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による建築施工管理技術検定に合格した者

改正後 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第5項の規定による建築施工管理技術検定に合格した者

②認定申請書様式の申請者連絡先記載欄を改正する。

(2) 改正時期

令和6年11月1日（令和6年度認定から適用）

3 理由

建設業法改正前は学科試験・実地試験の両方に合格した者に合格証明書が公布されていたが、改正後は第一次検定、第二次検定それぞれに合格証明書が公布されることとなった。施工技術検定規則では二級の第一次検定の基準が「建築一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な建築学、土木工学、電気工学、電気通信工学及び機械工学に関する概略の知識を有すること。」とされており、判定士として建築物に関する知識を有する者に該当する。

また、連絡先に使用するメールアドレスが携帯メールアドレスに限らないことから、申請書様式に、参集連絡等に使用する連絡先としてメールアドレス登録を求める旨を記載する。

<他県の状況>

登録要件の状況	都道府県数
一級建築施工管理技士を要件とする	21
一級・二級建築施工管理技士を要件とする	14
一級建築施工管理技術検定合格（技士補）を要件とする	5
一級・二級建築施工管理技術検定合格（技士補）を要件とする	3

（令和6年10月調査）

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、長野県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判断することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定等)

第3条 応急危険度判定士は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）で、第11条第1項の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第5項の規定による建築施工管理技術検定に合格した者
- (3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証が交付された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。

3 他の都道府県において応急危険度判定士として認定された者又は他の都道府県において第11条第1項と同等の講習を受講した者については、同項の講習を受講したものとみなす。この場合において、応急危険度判定士認定申請にあたっては、前項の申請書に他の都道府県の認定証の写し又は他の都道府県の講習の受講修了証の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、登録するとともに、申請者に応急危険度判定士認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(申請事項の変更)

第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項(資格の種別を除く。)に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届(様式第3号)により知事に届け出るものとする。

(認定証の有効期間)

第6条 認定証の有効期間は、第11条第1項の講習を受講した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。

2 第3条第3項の規定により、他の都道府県の認定証の写しを添付する場合は、その認定証の有効期間は、その満了する日の属する年度末までとみなす。

(認定証の更新)

第7条 知事は、認定証の有効期間満了日の1ヶ月前までに第9条の規定による届出がない場合は更新の意思があるものとみなし、有効期間を更新して認定証を交付するものとする。

2 前項の規定により交付される認定証の有効期間は5年間とする。

(認定証の再交付)

第8条 応急危険度判定士は、認定証を汚損し、又は亡失したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書(様式第5号)により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、亡失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第9条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士辞退届(様式第6号)に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

(1) 第3条第1項の要件に適合しなくなったとき

(2) 前号に規定する者のほか、知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士の登録を抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第11条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、県が主催する被災建築物応急危険度判定講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。

2 知事は、講習を修了した者に対し、必要に応じて受講修了証を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、有効期間を経過した者が知事の認定を受けようとする場合は、応急危険度判定士更新申請書（様式第4号）により知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を交付するものとする。
- 4 前項の規定により交付される認定証の有効期間は、交付した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

応急危険度判定士認定申請書

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条第2項の規定により申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
また、判定活動要請の伝達のための**連絡名簿**※に登載することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号 (-)

申請者 住 所

ふり がな
氏 名

電話番号 () -

メールアドレス

注意：参集連絡等の際、使用する連絡先を記載ください。

生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日生
資格の種別	(一級・二級・木造) 建築士 一級建築施工管理 (技士・技士補) 二級建築施工管理 (技士・技士補) 特定建築物調査員	登録・合格 番号
勤 務 先	名称 住所 〒 電話 () - F A X () -	

(添付書類)

- 1 各種資格者証または合格証の写し
- 2 受講修了証の写し

※ 認定により長野県に登録された判定士には、大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を広く募るため関係団体の協力を得て判定士相互間で伝達をする場合があります。このため、登録名簿に基づき連絡網を作成し、この目的の範囲内で市町村、関係団体及び判定士相互に連絡網を公開することがあります。

写真
(カラー)
縦4cm×横3cm
6か月以内撮影
無帽、正面
上半身、無背景
(データでも可)

この欄は、記入しないでください。

受付欄	認 定 番 号
	-
	認 定 年 月 日
	年 月 日

(備考)

同要綱第11条第1項の規定による講習会において申請する場合は、添付書類2は不要です。

(第2面)

登録事項変更経過

番 号	年 月 日	変 更 欄	変 更 内 容
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
備 考			

長野県被災建築物

応急危険度判定士認定証



しあわせ信州

氏名	
生年月日	
認定番号	
認定年月日	
年 月 日 まで有効	

長野県知事 (氏名) 印

本証は、地震により被害を受けた建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊等に伴う二次災害の防止を図ることを目的に、長野県知事が長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき交付したものである。

注意事項

写真付き身分証明書と合わせて携持してください。

住所、勤務先に変更が生じたときは届け出てください。

本人連絡先 _____

電話番号 _____

本証を拾得した方は、上記連絡先へご連絡ください。

応急危険度判定士認定申請事項変更届

年 月 日

長野県知事 様

届出者 認定番号 第 号
氏 名

下記のとおり、長野県被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変更に係る事項		
氏	名	
住	所	〒
電	話	
勤	名 称	
務	住 所	〒
先	電 話、 F A X	

(備考)

氏名が変更の場合は、応急危険度判定士認定証を添付してください。

(様式第4号) (附則第2項関係)

更新

認定証番号	第 号
認定年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで有効

応急危険度判定士認定申請書

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第7条第1項の規定により申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
 また、判定活動要請の伝達のための**連絡名簿**※に登載することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号 (-)

住所
 申請者 ふりがな 氏名

電話番号 () -

メールアドレス

注意：参集連絡等の際、使用する連絡先を記載ください。

生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日生
資格の種別	(一級・二級・木造) 建築士 一級建築施工管理 (技士・技士補) 二級建築施工管理 (技士・技士補) 特定建築物調査員	登録・合格 番号
勤 務 先	名称 住所 〒 電話 () - FAX () -	

(添付書類)

- 1 各種資格者証または合格証の写し

※ 認定により長野県に登録された判定士には、大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を広く募るため関係団体の協力を得て判定士相互間で伝達をする場合があります。このため、登録名簿に基づき連絡網を作成し、この目的の範囲内で市町村、関係団体及び判定士相互に連絡網を公開することがあります。

写真
 (カラー)
 縦4cm×横3cm
 6か月以内撮影
 無帽、正面
 上半身、無背景
 (データでも可)

この欄は、記入しないでください。

受付欄	認 定 番 号
	-
	認 定 年 月 日
	年 月 日

(第2面)

登録事項変更経過

番 号	年 月 日	変 更 欄	変 更 内 容
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
備 考			

応急危険度判定士認定証再交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 認定番号 第 号
氏 名

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第8条第1項の規定により、次のとおり認定証の再交付を申請します。

再交付を申請する理由	汚 損 ・ 亡 失
	(その理由)

(備考)

- 1 再交付を申請する理由の欄には、該当するものを○で囲み、その理由を具体的に記入してください。
- 2 汚損を理由に申請する場合は、その汚損した認定証を添えて申請してください。

応急危険度判定士認定辞退届

私は、このたび応急危険度判定士を辞退したいので、認定証を添え下記のとおり届け出ます。

年 月 日

長野県知事 様

住 所
届出者
氏 名

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 認定番号
- 4 認定年月日
- 5 辞退理由

新	旧
<p>長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、長野県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判断することをいう。</p> <p>2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。</p> <p>(認定等)</p> <p>第3条 応急危険度判定士は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）で、第11条第1項の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。</p> <p>(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士</p> <p>(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第5項の規定による建築施工管理技術検定に合格した者</p> <p>(3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証が交付された者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認めたる者</p> <p>2 前項の規定による認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。</p> <p>3 他の都道府県において応急危険度判定士として認定された者又は他の都道府県において第11条第1項と同等の講習を受講した者については、同項の講習を受講したものとみなす。この場合において、応急危険度判定士認定申請にあたっては、前項の申請書に他の都道府県の認定証の写し又は他の都道府県の講習の受講修了証の写しを添付するものとする。</p> <p>(認定証の交付)</p> <p>第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたる時は、登録するとともに、申請者に応急危険度判定士認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(申請事項の変更)</p> <p>第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項(資格の種別を除く。)に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届(様式第3号)により知事に届け出るものとする。</p> <p>(認定証の有効期間)</p> <p>第6条 認定証の有効期間は、第11条第1項の講習を受講した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定により、他の都道府県の認定証の写しを添付する場合は、その認定証の有効期間は、その満了する日の属する年度末までとみなす。</p> <p>(認定証の更新)</p>	<p>長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、長野県被災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判断することをいう。</p> <p>2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。</p> <p>(認定等)</p> <p>第3条 応急危険度判定士は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）で、第11条第1項の講習を修了した者の中から知事が認定するものとする。</p> <p>(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士</p> <p>(2) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3の規定による建築施工管理技術検定に合格した者</p> <p>(3) 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証が交付された者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が適当と認めたる者</p> <p>2 前項の規定による認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。</p> <p>3 他の都道府県において応急危険度判定士として認定された者又は他の都道府県において第11条第1項と同等の講習を受講した者については、同項の講習を受講したものとみなす。この場合において、応急危険度判定士認定申請にあたっては、前項の申請書に他の都道府県の認定証の写し又は他の都道府県の講習の受講修了証の写しを添付するものとする。</p> <p>(認定証の交付)</p> <p>第4条 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたる時は、登録するとともに、申請者に応急危険度判定士認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>(申請事項の変更)</p> <p>第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項(資格の種別を除く。)に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届(様式第3号)により知事に届け出るものとする。</p> <p>(認定証の有効期間)</p> <p>第6条 認定証の有効期間は、第11条第1項の講習を受講した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。</p> <p>2 第3条第3項の規定により、他の都道府県の認定証の写しを添付する場合は、その認定証の有効期間は、その満了する日の属する年度末までとみなす。</p> <p>(認定証の更新)</p>

第7条 知事は、認定証の有効期間満了日の1ヶ月前までに第9条の規定による届出がない場合は認定証の更新の意思があるものとみなし、有効期間を更新して認定証を交付するものとする。

2 前項の規定により交付される認定証の有効期間は5年間とする。

(認定証の再交付)

第8条 応急危険度判定士は、認定証を汚損し、又は亡失したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書(様式第5号)により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、亡失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第9条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士辞退届(様式第6号)に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

- (1) 第3条第1項の要件に適合しなくなったとき
- (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士の登録を抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第11条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、県が主催する被災建築物応急危険度判定講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。

2 知事は、講習を修了した者に対し、必要に応じて受講修了証を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

第7条 知事は、認定証の有効期間満了日の1ヶ月前までに第9条の規定による届出がない場合は認定証の更新の意思があるものとみなし、有効期間を更新して認定証を交付するものとする。

2 前項の規定により交付される認定証の有効期間は5年間とする。

(認定証の再交付)

第8条 応急危険度判定士は、認定証を汚損し、又は亡失したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書(様式第5号)により知事に再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、亡失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第9条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、応急危険度判定士辞退届(様式第6号)に認定証を添えて知事に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、応急危険度判定士が次の各号のいずれかに該当した場合においては、認定の取消し、又は認定の停止を行うことができる。

- (1) 第3条第1項の要件に適合しなくなったとき
- (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、応急危険度判定士の登録を抹消するとともに、認定証を返納させるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

(指定講習)

第11条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、県が主催する被災建築物応急危険度判定講習(以下「講習」という。)を受けなければならない。

2 知事は、講習を修了した者に対し、必要に応じて受講修了証を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、有効期間を経過した者が知事の認定を受けようとする場合は、応急危険度判定士更新申請書（様式第4号）により知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を交付するものとする。
- 4 前項の規定により交付される認定証の有効期間は、交付した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、有効期間を経過した者が知事の認定を受けようとする場合は、応急危険度判定士更新申請書（様式第4号）により知事に申請するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を交付するものとする。
- 4 前項の規定により交付される認定証の有効期間は、交付した日から5年を経過した日の属する年度末までとする。

応急危険度判定士認定申請書

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条第2項の規定により申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
また、判定活動要請の伝達のための連絡名簿※に登載することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号 (-)

申請者
住所
フリガナ
氏名

電話番号 () - -

メールアドレス

注意：参集連絡等の際、使用する連絡先を記載ください。

生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日生
資格の種別	<u>(一級・二級・木造) 建築士</u> <u>一級建築施工管理 (技士・技士補)</u> <u>二級建築施工管理 (技士・技士補)</u> 特定建築物調査員	<u>登録・合格</u> <u>番号</u>
勤務先	名称 住所 〒 電話 () - - F A X () -	

(添付書類)

- 1 各種資格者証または合格証の写し
- 2 受講修了証の写し

※ 認定により長野県に登録された判定士には、大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を広く募るため関係団体の協力を得て判定士相互間で伝達をする場合があります。このため、登録名簿に基づき連絡網を作成し、この目的の範囲内で市町村、関係団体及び判定士相互に連絡網を公開することがあります。

写真
(カラー)
縦4cm×横3cm
6か月以内撮影
無帽、正面
上半身、無背景
(データでも可)

この欄は、記入しないでください。

受付欄	認 定 番 号
	—
	認 定 年 月 日
	年 月 日

(備考)

同要綱第11条第1項の規定による講習会において申請する場合は、添付書類2は不要です。

応急危険度判定士認定申請書

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条第2項の規定により申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
また、判定活動要請の伝達のための連絡名簿※に登載することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号 (-)

申請者
住所
フリガナ
氏名

電話番号 () - -

携帯メールアドレス

生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日生
資格の種別	<u>1級建築士・2級建築士・木造建築士</u> <u>1級建築施工管理技士</u> <u>2級建築施工管理技士</u> 特定建築物調査員	<u>登録番号</u>
勤務先	名称 住所 〒 電話 () - - F A X () -	

(添付書類)

- 1 各種資格者証の写し
- 2 受講修了証の写し

※ 認定により長野県に登録された判定士には、大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を広く募るため関係団体の協力を得て判定士相互間で伝達をする場合があります。このため、登録名簿に基づき連絡網を作成し、この目的の範囲内で市町村、関係団体及び判定士相互に連絡網を公開することがあります。

写真
(カラー)
縦4cm×横3cm
6か月以内撮影
無帽、正面
上半身、無背景
(データでも可)

この欄は、記入しないでください。

受付欄	認 定 番 号
	—
	認 定 年 月 日
	年 月 日

(備考)

同要綱第11条第1項の規定による講習会において申請する場合は、添付書類2は不要です。

登録事項変更経過

番号	年 月 日	変更欄	変更内容
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
備考			

登録事項変更経過

番号	年 月 日	変更欄	変更内容
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
備考			

(様式第2号) (第4条関係)

(第1面)

(縦 55mm×横 85mm)

長野県被災建築物

応急危険度判定士認定証



しあわせ信州

氏名	
生年月日	
認定番号	
認定年月日	
年 月 日 まで有効	

長野県知事 (氏名) 印

(第2面)

本証は、地震により被害を受けた建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊等に伴う二次災害の防止を図ることを目的に、長野県知事が長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき交付したものである。

注意事項

写真付き身分証明書と合わせて携帯してください。

住所、勤務先に変更が生じたときは届け出てください。

本人連絡先 _____

電話番号 _____

本証を拾得した方は、上記連絡先へご連絡ください。

(様式第2号) (第4条関係)

(第1面)

(縦 55mm×横 85mm)

長野県被災建築物

応急危険度判定士認定証



しあわせ信州

氏名	
生年月日	
認定番号	
認定年月日	
年 月 日 まで有効	

長野県知事 (氏名) 印

(第2面)

本証は、地震により被害を受けた建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊等に伴う二次災害の防止を図ることを目的に、長野県知事が長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき交付したものである。

注意事項

写真付き身分証明書と合わせて携帯してください。

住所、勤務先に変更が生じたときは届け出てください。

本人連絡先 _____

電話番号 _____

本証を拾得した方は、上記連絡先へご連絡ください。

応急危険度判定士認定申請事項変更届

年 月 日

長野県知事 様

届出者 認定番号 第 号
氏 名

下記のとおり、長野県被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変更に係る事項		
氏 名		
住 所	〒	
電 話		
勤務先	名 称	
	住 所	〒
	電 話、 F A X	

(備考)

氏名が変更の場合は、応急危険度判定士認定証を添付してください。

応急危険度判定士認定申請事項変更届

年 月 日

長野県知事 様

届出者 認定番号 第 号
氏 名

下記のとおり、長野県被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変更に係る事項		
氏 名		
住 所	〒	
電 話		
勤務先	名 称	
	住 所	〒
	電 話、 F A X	

(備考)

氏名が変更の場合は、応急危険度判定士認定証を添付してください。

(様式第4号)(附則第2項関係)

更新

認定証番号	第 号
認定年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで有効

応急危険度判定士認定申請書

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第7条第1項の規定により申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
 また、判定活動要請の伝達のための連絡名簿※に記載することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号 (-)

住所
 申請者 氏名

電話番号 () -
 メールアドレス

注意：参集連絡等の際、使用する連絡先を記載ください。

生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日生
資格の種別	(一級・二級・木造) 建築士 一級建築施工管理 (技士・技士補) 二級建築施工管理 (技士・技士補) 特定建築物調査員	登録・合格 番号
勤務先	名称 住所 〒 電話 () - FAX () -	

(添付書類)

- 各種資格者証または合格証の写し

※ 認定により長野県に登録された判定士には、大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を広く募るため関係団体の協力を得て判定士相互間で伝達をする場合があります。このため、登録名簿に基づき連絡網を作成し、この目的の範囲内で市町村、関係団体及び判定士相互に連絡網を公開することがあります。

写真
 (カラー)
 縦4cm×横3cm
 6か月以内撮影
 無帽、正面
 上半身、無背景
 (データでも可)

この欄は、記入しないでください。

受付欄	認定番号
	-
	認定年月日
	年 月 日

(様式第4号)(附則第2項関係)

更新

認定証番号	第 号
認定年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日まで有効

応急危険度判定士認定申請書

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第7条第1項の規定により申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
 また、判定活動要請の伝達のための連絡名簿※に記載することに同意します。

年 月 日

長野県知事 様

郵便番号 (-)

住所
 申請者 氏名

電話番号 () -
 携帯メールアドレス

生 年 月 日	大・昭・平	年 月 日生
資格の種別	1級建築士・2級建築士・木造建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士 特定建築物調査員	登録番号
勤務先	名称 住所 〒 電話 () - FAX () -	

(添付書類)

- 各種資格者証の写し

※ 認定により長野県に登録された判定士には、大規模地震が発生した際など、被災した市町村や他の都道府県の要請に基づき、判定活動への参加を広く募るため関係団体の協力を得て判定士相互間で伝達をする場合があります。このため、登録名簿に基づき連絡網を作成し、この目的の範囲内で市町村、関係団体及び判定士相互に連絡網を公開することがあります。

写真
 (カラー)
 縦4cm×横3cm
 6か月以内撮影
 無帽、正面
 上半身、無背景
 (データでも可)

この欄は、記入しないでください。

受付欄	認定番号
	-
	認定年月日
	年 月 日

登録事項変更経過

番号	年月日	変更欄	変更内容
1	年月日		
2	年月日		
3	年月日		
4	年月日		
5	年月日		
備考			

登録事項変更経過

番号	年月日	変更欄	変更内容
1	年月日		
2	年月日		
3	年月日		
4	年月日		
5	年月日		
備考			

応急危険度判定士認定証再交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 認定番号 第 号
氏 名

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第8条第1項の規定により、次のとおり認定証の再交付を申請します。

汚 損 ・ 亡 失

(その理由)

再交付を申請する理由

(備考)

- 1 再交付を申請する理由の欄には、該当するものを○で囲み、その理由を具体的に記入してください。
- 2 汚損を理由に申請する場合は、その汚損した認定証を添えて申請してください。

応急危険度判定士認定証再交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 認定番号 第 号
氏 名

長野県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第8条第1項の規定により、次のとおり認定証の再交付を申請します。

汚 損 ・ 亡 失

(その理由)

再交付を申請する理由

(備考)

- 1 再交付を申請する理由の欄には、該当するものを○で囲み、その理由を具体的に記入してください。
- 2 汚損を理由に申請する場合は、その汚損した認定証を添えて申請してください。

応急危険度判定士認定辞退届

私は、このたび応急危険度判定士を辞退したいので、認定証を添え下記のとおり届け出ます。

年 月 日

長野県知事 様

届出者
住所
氏名

記

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 認定番号
- 4 認定年月日
- 5 辞退理由

応急危険度判定士認定辞退届

私は、このたび応急危険度判定士を辞退したいので、認定証を添え下記のとおり届け出ます。

年 月 日

長野県知事 様

届出者
住所
氏名

記

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 認定番号
- 4 認定年月日
- 5 辞退理由